

議案第1号

草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の  
変更について

【諮問】（埼玉県決定）

別添

「草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」  
のとおり

# 理 由 書

本理由書は、草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての理由を示したものです。

## I 草加都市計画区域の位置等

草加都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南東部に位置しています。また、草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。

## II 変更理由

都市機能を集積する拠点と公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトなまちづくりの方向性を明確化するとともに、社会情勢の変化や土砂災害等への防災意識の高まりなどの課題に対応するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

## III 変更内容

以下の内容について、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき、目指すべき都市の将来像やその実現のための方針を示すため、見直しを行います。

### 第1 都市計画の目標

当該都市計画区域の都市づくりの基本理念として、「まちづくり埼玉プラン」に示す地域区分ごとの特性を踏まえ、コンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然環境との共生を推進することとします。

地域毎の市街地像について、都市機能を集積する拠点と公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトなまちづくりの方向性を明確化するため、中心拠点、生活拠点、産業拠点及び観光・交流拠点を位置づけます。

### 第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

区域区分の方針について、平成37年を目標年次とします。

### 第3 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針について、社会情勢の変化や土砂災害等への防災意識の高まりなどの課題に対応するため、見直しを行います。

## IV 関連する都市計画

草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・区域区分（埼玉県決定）
- ・用途地域（三郷市決定）
- ・防火地域又は準防火地域（三郷市決定）
- ・下水道（三郷市決定）
- ・土地区画整理事業（三郷市決定）
- ・地区計画（三郷市決定）